

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日に  
休むときは、  
その翌日  
に発行)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則等の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 昭和四十九年度鳥取県立第一更正指導所入所生募集  
普通母樹林の指定の解除  
解除予定の保安林  
土地改良事業計画の適否の決定(二件)  
土地改良事業の認可(五件)  
国有財産の用途廃止  
県道の路線の認定  
道路の区域の決定  
道路の供用の開始  
県道の路線の廃止  
開発行為に関する工事の完了(三件)

## 規 則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第一号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商業又は」を「小売

業又は」に、「一千万円」を「二千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。

(鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正)

第三条 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五千万円」を「一億円」に、「商業又は」を「小売業又は」に、「一千万円」を「二千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。

(鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第四条 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「行なう者」を「行う者」に、「五千万円」を「一億円」に、「商業又は」を「小売業又は」に改め、「(以下この号において「商業者」という。)」を削り、「一千万円」を「二千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については三千万円」に改め、「商業者については、五十人」を「小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については百人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月十五日から適用する。

# 告 示

## 鳥取県告示第十四号

鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和四十九年度鳥取県立第一更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 入所期日

昭和四十九年四月上旬

### 二 募集人員

三十名

## 鳥取県告示第十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

普通母樹林

|           |                 |     |                 |               |                     |
|-----------|-----------------|-----|-----------------|---------------|---------------------|
| 指定<br>番号  | 指定解除<br>年月日     | 樹種  | 所在場所            | 面積            | 所有者等の住所<br>及び氏名     |
| 四十七<br>一九 | 昭和四十九年<br>一月十一日 | ひのき | 八頭郡八東町柿原<br>八一七 | 一・四〇<br>ヘクタール | 八頭郡八東町才代<br>井上隆ほか一名 |

鳥取県告示第十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三九
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第十七号

昭和四十八年十二月一日付けで東伯郡東郷町大字引地三六六番地森弥之助ほか二十七人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する

同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

昭和四十八年十一月二十日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（若宮地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

境港市長から申請のあつた市営土地改良（森岡地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（赤谷地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十一号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良（立岩地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十二号

智頭町長から申請のあつた町営土地改良（東宇塚地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十三号

会見町長から申請のあつた町営土地改良（浅井地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年一月十一日から用途廃止した。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場 所                | 面積<br>(平方メートル) | 用途  |
|--------------------|----------------|-----|
| 米子市上後藤字外浜道東三二四番一地先 | 一二六・〇六         | 道路敷 |
| 米子市上後藤字外浜道東三二三番一地先 | 三三・七七          | 水路敷 |

鳥取県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 整理<br>番号 | 路線名      | 終起<br>点              | 重要な<br>経過地 |
|----------|----------|----------------------|------------|
| 237      | 福本打吹停車場線 | 東伯郡三朝町大字福本<br>倉吉市明治町 |            |

鳥取県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の<br>種類 | 路線名      | 区 間  | 敷地の幅員<br>メートル | 延<br>メートル |
|-----------|----------|--|---------------|-----------|
| 県道        | 福本打吹停車場線 | 東伯郡三朝町大字福本字ツム<br>ギ二番の三七の先から倉吉市<br>明治町字西武者一〇三五番の<br>一の先まで | 〇・五<br>一八・〇   | 一七、七〇六    |

鳥取県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年一月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

|       |          |  |   |                 |
|-------|----------|--|---|-----------------|
| 道路の種類 | 路線名      | 区  | 間 | 供用開始の期日         |
| 県道    | 福本打吹停車場線 | 東伯郡三朝町大字福本字ツムギ二番の三七の先から倉吉市明治町字西武者一〇三五番の一の先まで |   | 昭和四十九年<br>一月十一日 |

鳥取県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

|      |          |       |          |        |
|------|----------|-------|----------|--------|
| 整理番号 | 路線名      | 終起    | 地点       | 重要な経過地 |
| 94   | 広瀬打吹停車場線 | 倉吉市広瀬 | 倉吉市打吹停車場 |        |

鳥取県告示第二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年四月十三日 鳥取県指令受都計第百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字西荒山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原一四九一

米子木工株式会社

取締役社長 松 篠 重 允

鳥取県告示第三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年十月二十四日 鳥取県指令受都計第七百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市新印字一トロ堂ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市南田町六

中原 啓 喜

鳥取県告示第三十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年十月十七日 鳥取県指令受都計第七百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字屋敷通西境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原三二一の四

米子開発有限公司

代表取締役 常 松

詢